

議案第103号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の一部改正等に伴い、地域密着型通所介護の人員等の基準等に関し、関係条例を整備する必要があるによる。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

- (1) 福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第64号)第8条第1項及び第5項
- (2) 福岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例(平成26年福岡市条例第27号)第4条第3項
- (3) 福岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第69号)第9条第3項

(福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第2条 福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

(福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部改

正)

第3条 福岡市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第58条・第59条）

第2款 人員に関する基準（第60条・第61条）

第3款 設備に関する基準（第62条・第63条）

第4款 運営に関する基準（第64条—第67条）

を

」

「第5節 削除」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第58条から第67条まで 削除

第96条中「，指定通所介護事業所」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第28条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加え，「，指定認知症対応型通所介護事業所」を「，単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」に，「第37条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所」を「第30条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。），共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第33条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所）」に改める。

（福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正）

第4条 福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 運営に関する基準（第25条—第28条）」を

「第4節 運営に関する基準（第25条—第28条）」を

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針（第28条の2）

第2節 人員に関する基準（第28条の3・第28条の4）

第3節 設備に関する基準（第28条の5）

第4節 運営に関する基準（第28条の6—第28条の10）

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員，設備及び運営に関する  
基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第28条の11・第28条の12）

第2款 人員に関する基準（第28条の13・第28条の14）

第3款 設備に関する基準（第28条の15・第28条の16）

第4款 運営に関する基準（第28条の17—第28条の20）」

改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

（基本方針）

第28条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は，要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し，必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより，利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者）

第28条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）は，当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに，次に掲げる指定地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）
- (3) 介護職員

(4) 機能訓練指導員

- 2 前項各号に掲げる地域密着型通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第28条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第28条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。
- 3 指定地域密着型通所介護事業者が第28条の3第3項に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市町村の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項及び前項の規定に基づく規則に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）

第28条の6 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(管理者の責務)

第28条の7 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節及びこの条例に基づく規則の規定（指定地域密着型通所介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(非常災害対策)

第28条の8 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する具体的計画を立てる際には、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ立てるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条の9 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第28条の5第1項に定める設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第28条の10 第10条, 第11条, 第15条, 第16条, 第18条及び第26条の規定は, 指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において, 第10条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり, 及び第26条中「訪問介護員等」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員, 設備及び運営に関する  
基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第28条の11 第1節から前節までの規定にかかわらず, 指定療養通所介護(指定地域密着型通所介護であって, 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって, サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし, この条例に基づく規則の規定により作成された療養通所介護計画に基づき, 入浴, 排せつ, 食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員, 設備及び運営に関する基準については, この節に定めるところによる。

(基本方針)

第28条の12 指定療養通所介護の事業は, 要介護状態となった場合においても, その利用者が可能な限りその居宅において, その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し, 必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより, 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は, 指定療養通所介護の提供に当たっては, 利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者)

第28条の13 指定療養通所介護事業者は, 当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介

護事業所」という。)ごとに指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)を置かなければならない。

- 2 療養通所介護従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第28条の14 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

#### 第3款 設備に関する基準

(利用定員)

第28条の15 指定療養通所介護事業所は、その利用定員の数(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を9以下とする。

(設備及び備品等)

第28条の16 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋及び便所を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に定める設備に関し必要な基準は、規則で定める。

#### 第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第28条の17 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、次条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び当該指定療養通所介護事業者があらかじめ定めた緊急時対応医療機関(次条第3項において「緊急時対応医療機関」という。)との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の

開始について文書により利用申込者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第28条の18 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第28条の19 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款

及びこの条例に基づく規則の規定（指定療養通所介護の運営に関する基準に係る規定に限る。）を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（準用）

第28条の20 第11条, 第15条, 第16条, 第18条, 第28条の6, 第28条の8及び第28条の9の規定は, 指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において, 第28条の9第4項中「第28条の5第1項」とあるのは「第28条の16第1項」と読み替えるものとする。

第34条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第37条から第38条の2までを次のように改める。

第37条から第38条の2まで 削除

第39条中「及び第26条」を「, 第26条及び第28条の7から第28条の9まで」に, 「とあるのは, 「認知症対応型通所介護従業者」を「とあり, 及び第26条中「訪問介護員等」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と, 第28条の9第4項中「第28条の5第1項」とあるのは「第32条第1項」に改める。

第50条中「第37条の」を「第28条の7の」に, 「第37条第2項」を「第28条の7第2項」に改める。

第51条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第61条中「第37条及び」を「第28条の7及び」に, 「第37条第2項」を「第28条の7第2項」に改める。

第62条中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第71条中「第18条, 第37条」を「第18条, 第28条の7」に, 「第37条第2項」を「第28条の7第2項」に改める。

第81条中「第37条及び」を「第28条の7及び」に, 「第37条第2項」を「第28条の7第2項」に改める。

第86条中「第18条, 第37条」を「第18条, 第28条の7」に, 「第37条第2項」を「第28条の7第2項」に改める。

第96条中「まで, 第37条」を「まで, 第28条の7」に, 「第37条第2項」を「第28条の7第2項」に改める。

（福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員, 設備及び運営等の基準等を定める条例の

一部を改正する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例の一部改正)

第5条 福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年福岡市条例第32号）附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第52条第3項中「指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第52条第1項に規定する指定通所介護事業者）」を「指定通所介護事業者等（指定居宅サービス等基準条例第52条第1項に規定する指定通所介護事業者又は福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第67号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第28条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者）」に、「指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第51条に規定する指定通所介護）」を「指定通所介護等（指定居宅サービス等基準条例第51条に規定する指定通所介護又は指定地域密着型サービス基準条例第28条の2に規定する指定地域密着型通所介護）」に改め、「第52条第1項及び第2項の規定に基づく規則」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第28条の3第1項及び第2項の規定に基づく規則」を加える。

第54条第3項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に改め、「第54条第1項及び第2項の規定に基づく規則」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第28条の5第1項及び第2項の規定に基づく規則」を加える。

（福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例の一部改正)

第6条 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営等の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

（福岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準等を定める条例の一部改正)

第7条 福岡市指定介護療養型医療施設の人員，設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「第8条第21項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。